

第 13 章 事後調査の計画

第 13 章 事後調査の計画

13.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目 及びその理由

(1) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は、表 13.1-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 13.1-1(1) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目選定結果
大気質	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×
騒音・低周波音	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	◎
振 動	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×
悪 臭	存在・供用	施設の稼働	×
水 質	工 事	造成等の工事	×
水 象	存在・供用	造成地の存在	×
		施設が存在	×
地 盤	存在・供用	造成地の存在	◎
動 物	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	◎
植 物	工 事	造成等の工事	◎
	存在・供用	造成地の存在	◎
生態系	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	×
景 観	存在・供用	造成地の存在	◎
		施設が存在	◎
自然との ふれあいの場	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	×
		施設が存在	×
		施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×

表 13.1-1(2) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目選定結果
日照障害	存在・供用	施設の存在	×
廃棄物等	工事	造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
温室効果ガス等	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×

(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由は表 13.1-2(1)～(4)に示すとおりである。

表 13.1-2(1) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
大気質	工事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う排ガスの最大影響濃度は、環境基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものと考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両が加わった将来予測濃度は、環境基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものと考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。
		造成等の工事	予測の精度が確保されているとともに、予測地点における降下ばいじん量は、工事に係る降下ばいじん量の寄与参考値を下回るものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものと考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の稼働	予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う将来予測濃度は、環境基準等を満足するものと予測される。また、非メタン炭化水素については、バックグラウンド濃度が高いことから、進出企業にはより一層の排出抑制に努めるように指導していく。これらのことから、その影響は小さいものと考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。
		自動車交通の発生	予測の精度が確保されているとともに、本事業の関連車両が加わった将来濃度は、環境基準等を満足するものと予測されることから、その影響は小さいものと考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。

表 13.1-2(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
騒音・低周波音	工事	建設機械の稼働	<p>予測の精度が確保されているとともに、予測地点である敷地境界における騒音レベルは、騒音規制法に基づく規制基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は小さいものと考えられる。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
		資材運搬等の車両の走行	<p>予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両が加わった騒音レベルは、現況の騒音レベルを著しく悪化させるものではないと予測され、また、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものと考えられる。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
	存在・供用	施設の稼働	<p>予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う騒音レベルは、整合を図るべき基準等との整合が図られていた。また、各進出企業は、各企業ごとに「騒音規制法」(平成 24 年 坂戸市告示第 89 号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成 13 年埼玉県条例第 57 号)に定める基準を遵守することとなる。</p> <p>また、低周波音音圧レベルは、評価の指標とした感覚閾値を下回るものと予測されることから、その影響は小さいものと考えられる。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
振動	工事	建設機械の稼働	<p>予測の精度が確保されているとともに、予測地点である敷地境界における振動レベルは、振動規制法に基づく規制基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は小さいものと考えられる。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
		資材運搬等の車両の走行	<p>予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両が加わった振動レベルは、現況の振動レベルを著しく悪化させるものではないと予測され、また、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものと考えられる。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
	存在・供用	施設の稼働	<p>予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う騒音レベルは、整合を図るべき基準等との整合が図られていた。また、各進出企業は、各企業ごとに「振動規制法」(平成 24 年 坂戸市告示第 95 号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成 13 年埼玉県条例第 57 号)に定める基準を遵守することとなる。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
		自動車交通の発生	<p>予測の精度が確保されているとともに、本事業の関連車両が加わった振動レベルは、現況の振動レベルを著しく悪化させるものではないと予測される。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
悪臭	存在・供用	施設の稼働	<p>予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う悪臭は、悪臭防止法に基づく規制基準を満足するものと予測されることから、その影響は小さいものと考えられる。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>

表 13.1-2(3) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
水質	工事	造成等の工事	<p>工事中における降雨に伴う濁水については、仮設調整池の設置などの土砂流出防止対策を講ずることにより、下流水路への濁水発生防止を図っていく。また、コンクリート工事に伴うアルカリ排水については、できる限りコンクリート二次製品を使い、現場でもコンクリート打設を少なくする等の対策を講ずることにより、アルカリ排水の流出を防止していくため、工事中におけるこれらの影響は小さいものとする。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
水象	存在・供用	造成地の存在	<p>本事業においては、雨水排水処理施設として、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する調整池を計画地内 2 箇所に設置（貯留量合計 93,650m³）し、雨水流出量の抑制を図り、排水路に放流する。また、調整池部分の掘削時には遮水対策を行うことから、河川等の流量、流速及び水位、地下水の水位及び水脈の変化の程度は小さいものとする。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
		施設の存在	
動物	工事	建設機械の稼働	<p>工事中における動物に対する影響は、一時的なものであり、さらに計画地の周辺には、計画地と同様な農耕地が広がっており、計画地内を利用していた動物の多くは、計画地周辺に一時的に逃避するため、地域の動物相に及ぼす影響は小さいものとする。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
生態系	工事	建設機械の稼働	<p>工事中における生態系に対する影響は、一時的なものであり、さらに計画地の周辺には、計画地と同様な農耕地が広がり、計画地内を利用していた動物の多くは、計画地周辺に一時的に逃避するため、地域の生態系に及ぼす影響は小さいものとする。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	造成地の存在	<p>計画地内の公園、緑地等の植栽には、坂戸市の現存植生の構成種を考慮した緑地の整備を行い、周辺地域の植生との調和を図っていく。</p> <p>また、動物、植物については、それぞれの項目として事後調査を実施する。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>

表 13.1-2(4) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働	<p>工事中における自然とのふれあいの場への影響は、利用環境の改変の程度は小さく、交通手段の阻害のおそれもない。 したがって、事後調査項目から除外する。</p>
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	造成地の存在	<p>供用時における自然とのふれあいの場への影響は、利用環境の改変の程度は小さく、交通手段の阻害のおそれもない。 したがって、事後調査項目から除外する。</p>
施設の存在			
施設の稼働			
日照阻害	存在・供用	施設の存在	<p>進出企業の建築物による等時間日影は、「建築基準法」における日影規制及び「埼玉県建築基準法施行条例」における日影規制を満足していた。 また、各進出企業は、各企業ごとに「建築基準法」における日影規制及び「埼玉県建築基準法施行条例」における日影規制を遵守する。 したがって、事後調査項目から除外する。</p>
廃棄物等	工事	造成等の工事	<p>工事中に発生する廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)等に基づき、廃棄物の発生抑制を図るとともに、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図る。また、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。 したがって、事後調査項目から除外する。</p>
	存在・供用	施設の稼働	<p>施設の稼働に伴う廃棄物は、各進出企業でできる限り再利用を施す等適正に処理するよう指導していく。また、雨水については調整池により適切に調整すること、各企業の処理水については、適正に処理するよう指導していく。 したがって、事後調査項目から除外する。</p>
温室効果ガス等	工事	建設機械の稼働	<p>予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの排出は、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は小さいものとする。 したがって、事後調査項目から除外する。</p>
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	施設の稼働	<p>進出企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう指導していくことから、その影響は小さいものと予測される。 したがって、事後調査項目から除外する。</p>
自動車交通の発生			

13.2 調査方法等

(1) 騒音

① 調査内容

ア. 騒音の状況

自動車交通の発生による騒音を調査項目とする。

イ. 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

② 調査方法

騒音の状況については、現地調査により道路交通騒音を測定する。測定方法は表 13.2-1 に示すとおりとする。

交通量の状況の調査はハンドカウンターにより測定する方法及び関係資料の整理とする。環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表 13.2-1 騒音・交通量測定方法

測定項目	測定方法
道路交通騒音	JIS-Z-8731
交通量	ハンドカウンターによる測定

③ 調査地域・地点

予測地点と同様の 4 地点とする。

また、対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況については計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

調査期間は、全ての進出企業の建築工事が完了した後の供用開始 3 年後とし、調査頻度は 1 回とし、平日 1 日 (24 時間) の調査とする。

(2) 地盤

① 調査内容

ア. 地盤の状況

造成地の存在による地盤沈下の変動を調査項目とする。

イ. 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

② 調査方法

敷地境界における地盤沈下の変動を測定する。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

③ 調査地域・地点

地盤の状況の調査地点については、計画地の敷地境界とする。
環境保全措置の実施状況については、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

調査時期は工事着手前、工事中、土地区画整理工事の終了時とし、調査頻度は各時期に1回、地盤沈下の変動の測定を行う。

(3) 動物

① 調査内容

ア. 動物の状況

保全すべき種を中心に供用時の動物の生息状況を調査項目とする。

イ. 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

② 調査方法

保全すべき動物種の状況の調査は、現地踏査による任意確認及び一部捕獲により哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、昆虫類、魚類、底生動物の状況を調査する。猛禽類(オオタカ)に関しては繁殖状況について確認を行う。

また、環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

③ 調査地域・地点

動物の生息状況及び環境保全措置の実施状況ともに、計画地及び周辺地域約200mとする(猛禽類を除く)。

④ 調査期間・頻度

調査期間は、全ての進出企業の建築工事が完了した後の供用開始3年後とし、調査頻度は1回とし、4季の調査を行う(両生・爬虫類、昆虫類は冬季を除く3季)とする。

猛禽類に関しては、工事着工後から土地区画整理工事の終了時までの繁殖状況の継続調査と他の動物と同時期の供用開始3年後の調査とする。

(4) 植 物

① 調査内容

ア. 植物の状況

保全すべき植物種の状況を調査項目とする。

イ. 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

② 調査方法

保全すべき植物種の調査は、現地踏査による保全すべき植物種(移植個体含む)の生育状況及び生息環境の状況を調査する。

また、環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

③ 調査地域・地点

保全すべき植物種の状況の調査範囲については動物同様に計画地内及び周辺地域約 200m とする。

④ 調査期間・頻度

調査期間は、全ての進出企業の建築工事が完了した後の供用開始 3 年後とし、調査頻度は 1 回とし、3 季の調査を行う。また、移植個体に関しては、各種個体の移植実施後から土地区画整理工事の完了時までと他の植物と同時期の供用開始 3 年後の調査とする。

(5) 景 観

① 調査内容

ア. 景観の状況

景観の状況を調査項目とする。

イ. 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

② 調査方法

景観の状況については、写真撮影による方法とする。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

③ 調査地域・地点

景観の状況については、予測地点と同様とする。

環境保全措置の実施状況については、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

調査時期は、全ての進出企業の建設工事が完了した後の供用開始 3 年後とし、調査頻度は 1 回とする。

13.3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合、測定データを検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査を行う。

調査の結果、その環境影響が本事業に起因されると判断される場合は、坂戸市が主体となり、各立地企業に改善のための措置等を指導していく。

13.4 事後調査の実施体制

(1) 事後調査の提出時期

事後調査については、調査完了後の適切な時期に事後調査報告書を提出するものとする。

(2) 事後調査を実施する主体

事後調査は、都市計画決定権者である坂戸市が主体となり実施する。

